

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

一^{ページ}

告示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正
岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示の一部改正

(職員厚生課)

五

訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(職員厚生課)

六

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十六号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則(昭和四十六年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表四の項第一号中

作業服(上・下) 一着

三年

を	作業服(上・下)		夏用・冬用各	三年
	一着	一着	三年	
	一足	一足	三年	
に	長靴又は安全靴		三年	
	一着	一着	三年	

改め、同表十の項第一号中

安全靴	作業服(上・下)		夏用・冬用各	二年
	一着	一着	二年	
一足	一足	三年		

三年	三年	飛驒保健所(下呂センターを含む。)及び関保健所郡上セン	三年	三年	飛驒保健所(下呂センターを含む。)及び関保健所郡上センターの環境衛生業務に従事する職員に限る。	三年	三年	と畜検査又は食鳥検査に従事する職員に限る。	三年	三年	と畜検査又は食鳥検査に従事する職員に限る。	三年	三年	予防スポン(スフト)
	二年	環境衛生業務に従事する職員に限る。		一年	と畜検査又は食鳥検査に従事する職員に限る。		一年	予防スポン(スフト)						
三年	三年	に改め、同項第十号中	三年	三年	に改め、同項第十号中	三年	三年	に改め、同項第十号中	三年	三年	に改め、同項第十号中	三年	三年	に改め、同項第十号中
三年	三年	を	三年	三年	を	三年	三年	を	三年	三年	を	三年	三年	を
三年	三年	防寒服	三年	三年	防寒服	三年	三年	防寒服	三年	三年	防寒服	三年	三年	防寒服
三年	三年	一着	三年	三年	一着	三年	三年	一着	三年	三年	一着	三年	三年	一着
三年	三年	三	三年	三年	三	三年	三年	三	三年	三年	三	三年	三年	三

三年	三年	ウエア	三年	三年	二着(病院にあつては、三着)									
	二年	精神保健福祉センターのティ・ケア部門の職員に限る。		一年	精神保健福祉センターのティ・ケア部門の職員に限る。		一年	精神保健福祉センターのティ・ケア部門の職員に限る。						
三年	三年	を	三年	三年	に改め、同項を同表二十六の項とし、同表二十八の項第一号中	三年	三年	に改め、同項を同表二十五の項とし、同表二十七の項第一号中	三年	三年	に改め、同項を同表二十五の項とし、同表二十七の項第一号中	三年	三年	に改め、同項を同表二十五の項とし、同表二十七の項第一号中
三年	三年	予防衣	三年	三年	予防衣	三年	三年	予防衣	三年	三年	予防衣	三年	三年	予防衣
三年	三年	一着	三年	三年	一着	三年	三年	一着	三年	三年	一着	三年	三年	一着
三年	三年	三	三年	三年	三	三年	三年	三	三年	三年	三	三年	三年	三

十九の項とし、同表四十一の項第一号中

作業服 (上・下)	
夏用・冬用各	二年
一着	

を

作業服 (上・下)	夏用・冬用各	二年
一着		
防寒服	一着	三年

に改め、同項を同表四十の項とし、同表中四十二の項を四十一の項とし、

四十三の項を四十二の項とし、同表四十四の項第一号中「東濃家畜保健衛生所及び飛騨家畜保健衛生所の職員に限る。」を削り、同項を同表四十三の項とし、同表中四十五の項を四十四の項とし、四十六の項から五十三の項までを一項ずつ繰り上げ、同表五十四の項第一号中

防寒服	一着	三年
-----	----	----

防寒服	一着	三年
長靴	一足	三年

同表五十三の項とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百二十三号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一

項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示(平成四年岐阜県告示第百三十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、平成二十七年四月一日(以下「適用日」という。)(以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、四七五円	一三、〇〇五円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇三〇円	一三、〇〇五円
二十五歳以上三十歳未満	五、五八五円	一三、五七三円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇六九円	一六、一九二円
三十五歳以上四十歳未満	六、四七五円	一八、六八〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七二九円	二一、四七二円
四十五歳以上五十歳未満	六、六五四円	二三、九八四円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七四円	二五、一九一円
五十五歳以上六十歳未満	五、八七八円	二四、一三九円
六十歳以上六十五歳未満	四、七三一円	一九、三八五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、九九一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇〇五円

岐阜県告示第百二十三号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十二号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程（昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「振興局長」を「県事務所長」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

定める金額の指定に関する告示（平成八年岐阜県告示第二百六十四号）の一部を次のように改正する。
改正後の規定は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

表常時介護を要する状態の項中「十万四千二百九十円」を「十万四千五百七十円」に、「五万六千六百円」を「五万六千七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千五百十円」を「五万二千二百九十円」に、「二万八千三百円」を「二万八千四百円」に改める。

別表第一総括安全衛生管理者が直接所管する所属の部中「身体障害者更生相談所及び希望が丘学園」を「希望が丘学園、精神保健福祉センター、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び発達障害者支援センター」に改め、同表地区安全衛生管理者が所管する所属の部振興局長が所管する所属の項中「振興局長」を「県事務所長」に、「岐阜県振興局等設置条例」を「岐阜県県事務所等設置条例」に改め、同部希望が丘学園長が所管する所属の項中「身体障害者更生相談所及び希望が丘学園」を「希望が丘学園、精神保健福祉センター、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び発達障害者支援センター」に改め、同表地区安全衛生管理責任者が所管する所属の部を削る。
別表第二保健所長の項中「岐阜県振興局等設置条例」を「岐阜県県事務所等設置条例」に改め、「（郡上市の区域は、関係保健所の所管区域とする。）」を削る。

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則

平成二十七年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社